

船舶インシデント調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年10月1日 16時15分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港第2北防波堤南灯台から真方位215°170m付近 (概位 北緯38°56.4′ 東経139°47.4′)
インシデントの概要	プレジャーボート第2シンエーは、漂流中、係留索が推進器に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年11月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第2シンエー、5トン未満（長さ7.33m） 211-14470山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて酒田港に入港し、酒田港第2北防波堤南西端付近に至った頃、船長が、魚群探知機に魚影を認め、この付近が工事による航泊禁止区域に設定されていることを知っていたが、同区域内で釣りをを行うこととした。 本船は、漂流して釣りを開始した頃、風に圧流されて船首が回頭し、船長が態勢を立て直そうと主機のクラッチを入れたところ、作業船係留用のブイに繋がれた係留索（以下「本件係留索」という。）が推進器に絡み、運航不能となった。
分析	本船は、船長が、釣りを行おうとして航泊禁止区域内で漂流したことから、主機のクラッチを入れた際、本件係留索が推進器に絡み、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、釣りを行おうとして航泊禁止区域内で漂流したため、主機のクラッチを入れた際、本件係留索が本船の推進器に絡んだことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航泊禁止区域内に立ち入らないこと。